小型特殊自動車登録に関するお知らせ

農耕作業用自動車（トラクタ、コンバイン等）で乗用装置のあるものやフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無に関わらず、ナンバープレートの取得が必要です。

軽自動車税(種別割)は毎年４月１日現在、該当の車両を所有している方への課税となります。田畑や工場内のみで使用される車両の場合も課税の対象となります。

現在お持ちの小型特殊自動車でナンバープレートが付いていないものがありましたら、交付申請手続きをお願いします。

【小型特殊自動車】軽自動車税(種別割)の課税対象となる車両

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 小型特殊自動車の種類 | 自動車の構造 | 規格 | 年税額 |
| 農耕作業用 | 乗用装置の付いた農耕トラクタ、コンバイン、田植機、農業用薬剤散布車、国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 | 最高速度が35ｋｍ／ｈ未満※大きさや排気量の制限はありません | 2,400円 |
| その他 | ショベルローダ、タイヤローラ、ロードローラ、グレーダ、ロードスタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルトフィニッシャ、タイヤドーザ、モータスイーパ、ダンパ、ホイールハンマ、ホイールブレーカ、フォークリフト、フォークローダ、ホイールクレーン、ストラドルキャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車 | 最高速度が15ｋｍ／ｈ以下長さが4.7ｍ以下幅が1.7ｍ以下高さが2.8ｍ以下上記のすべてに該当するもの | 5,900円 |

※軽自動車で課税の場合は固定資産税（償却資産）からは除外となります。

○ナンバープレート交付の申請に必要なもの

標識交付申請書

販売証明書または譲渡証明書（申請書に記載欄があります。）

メーカー名、車台番号、型式等のわかるもの

仕様書やカタログ（車両の大きさや最高速度のわかる資料）